

高 齢 化 と 年 金 課 税

長谷部 秀 孝

I はじめに

最近のわが国の重要な問題のなかに、年金問題がある。高齢化社会に突入したわが国では、近い将来における年金の行き詰まりがかなり早くから指摘されてきた。その問題を解決すべくさまざまな考えが出されてきたが、昭和61年の改革はその表れと考えられる。基礎年金の導入、制度の1本化を推進することなど、かなり根本的な制度の改革が図られている。さらに給付金や保険料の改定も合わせて行われている。ただし、年金の給付開始年齢を65歳にする改定は国会を通過しなかった。この給付開始年齢の問題は、定年制の問題とも絡んでおり年金制度だけでは解決できないものと考えられている。

このようななかで、年金の給付金に対する課税の問題についても制度の変更がなされている。これについては昭和63年の税制改正の際に、それまで給与所得として課税されてきた給付金について、雑所得として課税されるようになった。そして、われわれの給料から源泉徴収されている保険料については、非課税の扱いがとられている。これまであまりこの問題に触れられることはなかったが、本稿ではこの問題を検討することにする。

II節では、この問題に関するこれまでの議論について整理することにする。III節では、バローの命題を使うとどのようなことがいえるのか、検討することにする。IV節では、年金給付を受ける前に死亡する人もあることを考えにいれて、モデル・ビルディングを行い、効果を検討すること

にする。その結果を踏まえて、次のV節で現在のわが国の租税制度について簡単に検討を加え、VI節で本稿のまとめを行う。

II 問題の整理

年金の給付金に関する課税の問題については、それほど分析が進んでいるとはいえない。ではどのような視点からのアプローチが可能であるのか、ここで整理しておくことにする。

第1番目に、租税体系としての整合性という視点からのアプローチが考えられる。これについては、野口〔7〕、藤田〔6〕、大田〔5〕などの業績がある。この視点からのポイントは、課税ベースとして所得をとるか消費をとるかの違いである。つまり、サイモンズの所得の定義に従って包括的所得税の考え方のもとに課税するか、支出税の考え方を基本として課税するかということである。どちらに従うか、原則の置き方によって結果は反対になってしまう。

包括的所得税の考え方では、年金受給権の現在価値についても所得として課税されなければならないので、年金保険料の拠出の段階では課税、運用益に対しても課税、年金の給付段階では非課税ということになる。これに対して支出税の考え方では、年金保険料の拠出の段階では非課税、運用益に対しても非課税、年金の給付段階で初めて課税されることになる。現在のわが国の租税制度では、拠出段階、運用益が非課税、給付段階で課税とまさに支出税の考え方によっている。所得税自体は包括的所得税の考え方に依存しているのだから

ら、これは矛盾していることになる。

第2番目の視点は、公平性の面からの分類である。積立方式であれば、若い時代に自分で積み立てた貯蓄の元利合計を、退職して所得がなくなったときに分けて使うことになるので、所得分配の問題はなくなる。しかし現在ではどの国においても、積立方式を用いてはならず、賦課方式に近い方法をとっている。賦課方式であれば、そのときの若年世代が拠出した年金保険料を、そのときの老年世代が分けて使うことになる。これは若年世代から老年世代への所得の分配と考えられ、はたしてこのような分配が公平であるか考えなければならない。とくに高齢化社会が進み、将来の若年世代の負担が重くなることが予想されている現在、もし不公平ということになると重要な問題になってくる。

年金の給付金について課税することは、この点からはどのように考えられるだろうか。その租税収入をどのような方面に支出するかの問題は残されているが、もし一般的な財源として用いられるならば、ちょうど年金と逆方向の分配になり所得分配をゆるめる結果になるであろう。

第3に、年金の給付金に課税することが、さまざまな経済要因にどのような影響を与えるかというアプローチが考えられる。年金が導入されると、貯蓄に対してどのような影響がでてくるのか論争があったことは周知の事実である。課税の際にも同様な疑問がでてくるのが予想され、さらに消費などに対しても問題がある。そこで本稿では、この問題について分析を進めることにする。

包括的所得税、支出税のどちらの考え方をとるにせよ、また公平性の問題を考えるにせよ、この国民経済に与える影響を熟知しておくことは重要である。そこでここではまず、バローのモデルを使い簡単に検討を加え、それからエーブルのモデルにより詳しい分析をすることにする。よく知られているように、バローのモデルは遺産相続を考えにいれており、後の世代まで考えにいれて自分の効用を最大化するものである。しかし、人間はそうように後々の世代まで考えにいれて行動するものであろうか。さらに、年金の給付を受け

ずに死亡してしまう人もいるのではないだろうか。つまり、遺産とは、後の世代のために意識的に残された貯蓄ではなく、死亡という偶発的な要因によって発生した、消費されずに残された貯蓄と考えられるということである。その点を強調したのが、エーブルのモデルである。

III 遺産を考える

まず、遺産が果たす効果に目を向けることにする。年金の問題を考える際には、遺産の働きが重要になってくる。前の世代からの遺産は、自分の行動に影響を与えるであろうし、その遺産は年金によって影響を受けることになる。このような問題を考えるためにはバロー (Robert J. Barro) のモデルが適しているが、このモデルの特色は効用関数のなかに、

$$U_i = U_i(c^y_i, c^o_i, U^*_{i+1}) \quad (1)$$

のように、次の世代の効用が入っていることである。つまり、遺産を残すことは、次の世代の効用を通じて自分の効用を引き上げることになるのである。それ以外については、通常の2期間ライフサイクル・モデルが用いられる。どの時点をとっても、老年世代 (old generation) と若年世代 (young generation) が併存し、若年世代が働いて所得を得て貯蓄をし、老年世代になることに備える。老年世代になると退職し一切働かない。そして貯蓄と年金と前の世代が残した遺産によって生活するものとする。

すると、第1世代の予算式は、

$$(A^y_1 + B^o_0)R + S = c^o_1 + B^o_1 \quad (2)$$

となる。第2世代の若年期の予算式は、

$$w - T = c^y_2 + A^y_2 \quad (3)$$

であり、老年期の予算式は、

$$(A^y_2 + B^o_1)R + S = c^o_2 + B^o_2 \quad (4)$$

となる。記号は次のようになっている。 A^y_i , A^o_i は各々第1世代、第2世代の若年期の貯蓄、 B^o_0 , B^o_1 , B^o_2 は、各々第0世代、第1世代、第2世代の遺産、 c^y_2 は第2世代の若年期の消費、 c^o_1 , c^o_2 は各々第1世代、第2世代の老年期の消費、 S は年金給付、 T は一括税 (lump-sum tax)、 $R = 1 + r$ で

資産保有に対する収益率である。ここから、年金の給付金に課税された場合の効果について、調べていくことにする。

ここで取り入れた年金は、積立方式をとっている。若年世代に徴収された年金の保険料は、自分が老年世代になったときに給付金として支給されることになる。つまり、 $S=RT$ となっている¹⁾。そこで年金の給付金に課税し、その分を若年世代に対する公共サービス (g) の財源にする。給付金課税の税率を τ とする。すると(2)~(4)式は、

$$(A^y_1 + B^o_1)R + S - \tau = c^o_1 + B^o_1' \quad (5)$$

$$w - T + g = c^y_2 + A^y_2' \quad (6)$$

$$(A^y_2' + B^o_1')R + S - \tau = c^o_2 + B^o_2' \quad (7)$$

となる。これを検討すると次のようになる。年金の給付金に、 τ の課税がなされても、(5)式より左辺は τ だけ減少し、消費を c^o_1 にそのまま維持するので²⁾遺産が B^o_1 から B^o_1' に変化する。

$$B^o_1' = B^o_1 - \tau$$

であるから、ちょうど課税分だけ遺産が減少したことになる。次の世代についてはどうなるであろうか。若年期には、公共サービスが g だけ増加することとともに、やはり消費は変化しないので、次の期に持ち越される貯蓄は A^y_2 から A^y_2' に変化するようになる。これは、

$$A^y_2' = A^y_2 + g$$

であるから、 g だけ貯蓄が増加することになる。さらにこの世代の人が老年期にはいると、(7)式について、

$$\begin{aligned} A^y_2' + B^o_1' &= A^y_2 + g + B^o_1 - \tau \\ &= A^y_2 + B^o_1 \end{aligned}$$

だから、

$$\begin{aligned} (A^y_2 + B^o_1)R + S - \tau &= c^o_2 + B^o_2' \\ &= c^o_2 + B^o_2 - \tau \end{aligned}$$

でこれは変化なし。したがって、やはり遺産が租税分 (τ) だけ、減少していることがわかる。

以上のことをまとめると、合理的に行動する人は、将来発生することを的確に予測するので、それに対応する方策は事前にとられていることになる。年金の給付金に課税されても、自分の子供である次の世代にその額の分が支出されるのでその分遺産を減らすことになる。若年世代も、サービ

スの供給があるがそのための財源は将来の課税となるので、その分貯蓄を増やして対応しようとする。したがって、年金の給付金に課税すると、遺産の額は減少するが貯蓄の額は増加することになる。消費については変化がない。

課税によって得た資金を年金の財源とすることも考えられる。しかしこれは、一度租税によって老年世代から徴収した資金を、そのまま同じ老年世代に与えるわけだから、まったく影響はでてこない。ただし、もし年金の額の多いものから少ないものへ再分配するのであれば、所得の再分配という意味で効果がある。それ以上の効果は考えなくてもよい。

IV 死亡の可能性を考える

次に問題とするのは、遺産の動機である。バローは次の世代のために遺産を残す、つまり次の世代の幸せは自分の幸せという利他的な考え方を、遺産に求めている。しかし遺産がそのようなものばかりとは考えられない。というのは、自分の老後の備えとして貯蓄をしていたが、たまたま運悪くその貯蓄を使う前に死亡してしまったというケースも多いのではないだろうか。その場合は、年金も受けられないのはもちろんである。自分は貯蓄を使う前に死亡してしまう可能性があるとなると、個人的にはどのような行動をするであろうか。ここで危険回避者か危険選好者かで、行動に差がでてくるであろう。遺産は消費されずに残された前の世代の貯蓄であるという考え方をとった、エーブル (Andrew B. Abel) のモデルを用いて分析することにする。

この場合も、通常の2期間ライフサイクル・モデルを用いる。すると若年世代の予算式は、

$$w - T = c_1 + A - B \quad (8)$$

となる。次の老年世代になった場合であるが、もし、その前に死亡してしまったのならば、1人当たり、

$$B = RA/G$$

の遺産が手にはいる³⁾、しかし老年世代もきちんと生き延びた人は、貯蓄の元利合計に年金の給付

金を加えた,

$$c_2 = RA + S \quad (9)$$

の式が当てはまることになる。ただし、前のバローと同じように、ここでも年金は積立方式をとるものとする。記号は次のようである。 w は労働所得、 c_1 , c_2 は各々若年世代、老年世代の消費、 A は貯蓄、 B は遺産、 T は年金の財源のための租税、 $R=r+1$ は保有資産の収益率、 G は子供の数である⁴⁾。

(8), (9)を条件に、効用関数,

$$U = U(c_1) + (1-p)\delta U(c_2) \quad (10)$$

を最大化する。ただし、 p は若年期を終えた段階で死亡する確率、 $0 < \delta < 1$ は時間選好率である。

このモデルでは、個人は若年期を終わった段階で p の割合で死亡することになる。したがって、 $1-p$ の部分だけが老年期に進むことができ、貯蓄と年金で生活することになる。そして、この $1-p$ の割合の人の次の世代は、前の世代が老年期に貯蓄を使ってしまったので遺産はないと考えられる。若年期を終わった段階で死亡した p の割合の人だけに遺産が存在する。すると、若年期で死亡するかどうかのリスクが存在するわけである。それを考えにいて、次のように効用関数を特定化し、それと効用最大化の条件を用いて消費関数を導出する。

効用関数を,

$$U(c) = \frac{1-\gamma}{\gamma} \left(\frac{\beta c}{1-\gamma} + \eta \right)^\gamma \quad (11)$$

と特定化する⁵⁾。この効用関数に効用最大化の条件を適用し、さらに(8), (9)式を用いて変形すると,

$$c_1 = a(B + w - T + S/R) + b \quad (12)$$

が求められ⁶⁾、ただし、

$$\begin{aligned} 0 < a \\ &= \{1 + [(1-p)R\delta]^{1/(1-\gamma)}/R\}^{-1} < 1 \\ b &= [(1-\gamma)\eta/\beta] \{1 - [(1-p)R\delta]^{1/(1-\gamma)}a/R\} \end{aligned}$$

である。 a は限界消費性向と考えられ、 η は相対的なリスク回避度、 $\rho \equiv 1-\gamma$ は相対的なリスク回避係数である⁷⁾。

これによって、貯蓄 A も,

$$A = (1-a)(B + w - T) - aS/R - b \quad (13)$$

と、消費も,

$$c_2 = [(1-a)c_1 - b]R/a \quad (14)$$

と書き換えることができる。

本稿で問題にしているのは、年金の給付金に課税されると貯蓄、消費に対してどのような影響を与えるかであった。貯蓄に対しては1人当たりの国民総資本ストック、消費に対しては1人当たりの総消費を考えることにする。まず1人当たりの国民総資本ストックは、 $A^* + T$ と考える⁸⁾と(8)式より,

$$A^* + T = w + B^* - C^*_1 \quad (15)$$

である。 C^*_1 については,

$$C^*_1 = aB^* + c^{(0)}_1 \quad (16)$$

となるから、これを(15)式に代入することで,

$$A^* + T = w + (1-a)B^* + c^{(0)}_1 \quad (17)$$

が得られる。したがって、 B^* の動きと同方向に、 $c^{(0)}_1$ の動きと反対の方向に変化することになる。

次に消費 $C^*_1 + C^*_2$ についてだが、これは税引き後の労働所得、プラス若年期の終了時に死亡しなかった人に対する年金の支払額、プラス人口の増加に対する調整をした貯蓄に対する収益で求められる。つまり,

$$C^*_1 + C^*_2 = w - T + (1-p)S/G + (R/G - 1)A^* \quad (18)$$

である。これに、 $RT = (1-p)S^9)$ を代入すると,

$$C^*_1 + C^*_2 = w + (R/G - 1)(A^* + T) \quad (19)$$

が求められる。したがって、消費の動きは資本ストックの動きに依存することになる。

基本的な式が求められたので、ここでいよいよ年金課税の検討にはいることにする。年金に課税されると(8), (9)式は,

$$w - T + g = c_1 + A - B \quad (8)'$$

$$c_2 = RA + S - \tau \quad (9)'$$

と変わることになる。年金課税によって得られた税収は、ここでは一応若年世代にサービスとして給付することにする。したがって(12)式は,

$$c_1 = a[B + w - T + g + (S - \tau)/R] + b \quad (12)'$$

(13)式は,

$$A = (1-a)(B + w - T + g) - a(S - \tau)/R - b \quad (13)'$$

となるが、(14)式は変わらない。

次に資本ストックの式に移る。(17)式は,

表 1 年金給付課税による効果

	$R=G$	$R<G$	$R>G$		
			$(1-p)R>G$	$(1-p)R<G$	$(1-p)R=G$
B^*	+	+	+	+	+
A^*+T	+	+	?	+	+
$C^*_1+C^*_2$	0	-	?	+	+

$$A^*+T=w+(1-a)B^*+g-c^{(0)}_1 \quad (17')$$

であり、消費については、(19)式であるから、

$$\begin{aligned} C^*_1+C^*_2 &= w-T+g+(1-p)(S-\tau)/G \\ &\quad + (R/G-1)A^* \\ &= w+g-(1-p)\tau/G+(R/G-1) \\ &\quad \times (A^*+T) \end{aligned} \quad (19')$$

が得られる。

この式を検討するために問題となるのは、 B^* と $c^{(0)}_1$ の動きである。まず遺産であるが、これを残す人は同世代のなかで p の割合の人であるから pA^* で、それに利子を加え、次の世代は G 倍の人数がいるということを考慮にいと、

$$B^*=RpA^*/G \quad (20)$$

と考えられる。ところが A^* については、

$$A^*=(1-a)B^*+A^{(0)} \quad (21)$$

の関係があるので¹⁰⁾、(20)式を(21)式に代入すると、

$$A^*=A^{(0)}/[1-(1-a)pR/G] \quad (22)$$

であり、(20)式に代入することで、

$$B^*=(R/G)pA^{(0)}/[1-(1-a)pR/G] \quad (23)$$

という結果となる。次に、 $c^{(0)}_1$ についてであるが、これは2期間とも生きた人の消費であるので $B=0$ である。(12')式より、

$$c^{(0)}_1=a[w-T+g+(S-\tau)/R]+b \quad (24)$$

であり、これに $T=(1-p)S/R$ と $g=(1-p)\tau/G$ を代入すると、

$$\begin{aligned} c^{(0)}_1 &= aw+b+apS/R \\ &\quad +\tau[(1-p)R/G-1]/R \end{aligned} \quad (25)$$

となる。この結果を見る場合に重要なのは、第4項の符号である。 $(1-p)R$ と G の大小関係によって3通りのケースが考えられる。

$(1-p)R<G \rightarrow$ マイナスの効果

$(1-p)R>G \rightarrow$ プラスの効果

$(1-p)R=G \rightarrow$ 中立的

この解釈は、 $(1-p)/G$ は老年世代が徴収された

租税1単位当たりの若年世代が受け取る給付、 $1/R$ は若年世代が将来徴収されるはずの租税1単位当たりの現在価値である。

最後に、 $A^{(0)}$ について検討しておく。これは(13')式において $B=0$ と置いた場合であるので、

$$A^{(0)}=(1-a)(w-T+g)-a(S-\tau)/R-b$$

が得られ、 $g=(1-p)\tau/G$ を代入すると、

$$\begin{aligned} A^{(0)} &= (1-a)(w-T)-aS/R-b \\ &\quad + (1-p)(1-a)\tau/G + a\tau/R \end{aligned} \quad (26)$$

となる。これを見ると、年金給付に課税すると2期間生きる人の貯蓄は増えることがわかる。その理由のひとつは、年金給付に課税されることによって将来の所得が減少するので、その減少分に対して備えをしておかなければならないことである。もうひとつの理由は、年金課税の結果として、その税収が若年期に給付されることからその分所得に余裕がでることである。どちらも貯蓄に対しては、プラス要因として作用する。

以上の結果は、表1《年金給付課税による効果》にあるようにまとめることができる。表1は、 R と G との大小関係と、 $(1-p)R$ と G の大小関係を組み合わせて作られている。表1によると、遺産に対する効果は、すべてのケースでプラスである。資本ストックに対する効果は、 $(1-p)R>G$ のケースだけがわからず、あとはすべてのケースについてプラスである。消費についても、 $(1-p)R>G$ のケースについてはわからない。この理由は、 $c^{(0)}_1$ についてはプラスに作用するが、これは資本ストックを減らす要因であり、増やす要因である遺産 B^* と相殺し合うことによって、効果の大きい要因のほうの符号をとるからである。消費については、 $R=G$ のときは0、 $R<G$ のときはマイナス、それ以外はプラスである。

V 高齢化社会における年金課税

わが国は高齢化社会の道を邁進している。1995年には、総人口に占める65歳以上の高齢者人口の比率は14%を超えるものと予想されており、年金制度などについては問題が発生するものと考えられている。高齢化社会になる原因としては、平均寿命が延びることと、生まれる子供の数が減少していくことが考えられるであろう。わが国は、平均寿命は世界一であるし、1990年の合計特殊出生率は1.54と国民の間にショックを与えたことを考えてみると、このような事情は納得がいくものである。

このような状況を、上の分析に当てはめるとどのようなことがいえるであろうか。平均寿命が延びるということは、死亡する確率 p が低下するものと考えることができる。さらに、合計特殊出生率が低下していることは、子供の数 G が減少していると考えることができる。そうすると、先の表のなかでは $R > G$ であってなおかつ $(1-p)R > G$ であるケースに該当すると考えられる。このケースは、年金給付に課税することは、遺産についてはプラスに作用するが、資本ストックと消費に対しては影響がわからないようになっている。

そこで高齢化の極端なケースを仮定することによって、試しに結果を求めてみよう。極端な仮定とは、限りなくたくさんの人が長生きし、ほとんどの人が老年期まで生存するという仮定である。それは $p=0$ と置いてみることに同じなので、それを各方程式に代入すると、

$$B^*=0$$

$$A^*+T \rightarrow -$$

$$C^*_1+C^*_2 \rightarrow -$$

という結果になる。つまり、若年期の終了後に死亡する人はほとんどいなくなり、老年期に貯蓄を消費してしまうので遺産はなくなる。したがって年金給付に課税しても影響はない。しかし若年期の消費が増加するので資本ストックは減少、遺産がないし年金にも課税されるので老年期の消費が少なくなり、全体としての消費も減少することに

なる。

ただし、II節で言及したバローのケースでは、遺産の減少、貯蓄の増加、消費の不変という結果がでていた。しかし、バローのケースは完全に次の世代のことを考慮にいられて行動するという、極端な仮定がたてられていた。それに対して、エーブルのケースは、遺産はあくまでも突然の死という偶然の結果としてでてきたもので、次の世代を考えていないというこちらも極端な仮定をたてていた。だが、現実はこの中間であろうと思われる。加えて、いかにわが国の貯蓄率が高いといわれていても、課税によって資本ストックが減少するのは好ましくないし、消費が減少するのも好ましくないであろう。そのへんを考えると、どちらかというバローのケースのほうが望ましい。ただし高齢化社会が進むとそのようなことをいってはおれなくなる。つまり、エーブルのケースに近づいていくことになる。長生きし、 p は0に近づいていく。加えて子供の数は少なくなる。自分の老後のために貯蓄をし、それを使いきって死んでいく。すると将来は、エーブルの極端な仮定のケースの心配をしなければならない。

以上のようなことを踏まえて、わが国の現実の制度について言及してみたい。現在のわが国の年金の給付金については、雑所得として課税されている。昭和63年の改定でこうなったのだが、それ以前は給与所得として課税されていた。給与所得とすべきかそれとも雑所得でよいのかはここでは問わないものとする。問題は、公的年金等控除として年金260万円以下では、140万円の控除が認められており、年金の給付額が多くなるにつれて控除額が増えていくような制度がとられていることである。これに他の控除制度が適用されるのだから、単純に給与所得として課税した場合に比べて、税額は格段に減少することになるであろう。つまり年金給付は優遇されていることになる。

まず課税すること自体はどうであろうか。まだ、 $p=0$ となるぐらいまで高齢化が進んでいるわけではない。したがって、その前の段階で（エーブルの場合も $(1-p)R=G$ までは確実に、消費にも資本ストックにもプラスの効果）あろうから、

さらにバローもプラスの効果を確認しているので、課税するのに支障はない。しかし、年金給付の課税について優遇しなければならないだろうか。資本ストック、消費に対する影響という視点からは、有意な根拠のないものである。したがって、他の所得と同様の課税が妥当であろう。そして、高齢化が極端に進んだ段階で税制の見直し、徐々に減税をしていく必要があるであろう。

VI おわりに

以上の分析について、簡単にまとめておくことにする。

バローのケース、エーブルのケースともに一定の仮定を置いての分析になるので、当然結論は違ったものになる。ここで重視したのは、遺産に対する考え方である。この考え方の相違によって、年金給付課税の効果に違いがでてくるはずである。そこが現実とどのような関係になっているのか、知っておきたいところである。遺産は自分の子供のために行うことか、意図せざる結果によって遺産が残されるのか興味深いところである。

それとともに、国民経済に与える効果も知らなければならぬ。国民総資本ストックにマイナスの効果を与えることは好ましくない。将来そうなるかもしれないが、極端な高齢社会になっていない段階では、課税されるほうが望ましい。ただし、常に将来のことを念頭に置かねばならないことはもちろんではあるが。

以上の分析には、もちろん問題も残されている。まず、ライフサイクル・モデルを用いるということ自体が、特定の仮定のもとにあることと同様である。さらに、結果を導く段階での各々の変数の値が重要になってくる。つまり、 G , R , p の値についてである。これは、社会のなかから、適当な値を見つけてこなければならないが、どのような値を適用したらよいかむずかしい。

このような問題が残されているものの、この分析は年金給付課税というテーマに対しての解答の一例と考えられるであろう。

注

1) ここでは積立方式をとっているので、年金の給付金は若年期に自分で積み立てた保険料に、利子を加えたものである。

2) バローによると、(1)式のような効用の最大化から得られた消費関数は、

$$c^0_1 = c^0_1(A^0_1 + A^0_0, w, R)$$

のようになり、年金も年金給付課税も影響がなくなる。したがって、消費を一定にすると考えることができる。

3) 若年期に A の貯蓄をするので、残される額は元利合計で RA となる。それを子供の間で分けるのだから、子供の数 G で割ったものが遺産となる。

4) T は一括税とする。

5) この形の効用関数を、Hyperbolic absolute risk aversion である効用関数という。

6) 以下の計算過程については、長谷部 [8] が詳しい。そちらを参照のこと。

7) ρ の大きさに、消費性向が違ってくる。 $\rho \rightarrow \infty$ であればリスク回避の度合いが大きくなり、処分可能な資源の2分の1ずつを、若年期と老年期で分けて消費することになる。反対に、 $\rho \rightarrow 0$ のケースは、リスク回避の気持ちが弱まり、若年期にすべての処分可能な資源を消費してしまう。

8) A^* は消費者が貯蓄した資本ストックの分で、 T は政府が年金の保険料として強制的に徴収した資本ストックの分である。

9) もし賦課方式の年金制度をとるならば、この式は、 $GT = (1-p)S$

となる。

10) (1)式と、老年期まで生きた消費者の貯蓄、

$$A^{(0)} = (1-a)(w - T) - aS/R - b$$

より、

$$A^{(1)} = (1-a)B^{(1)} + A^{(0)}$$

が得られる。これを aggregate することによって、(2)式が得られる。

参考文献

- [1] Abel, Andrew B., "Precautionary saving and accidental bequests," *American Economic Review*, 75(4), September 1985, pp. 777-791.
- [2] Barro, Robert J., "Are government bonds net wealth," *Journal of Political Economy*, 82(6), 1974, pp. 1095-1117.
- [3] Cremer, Helmuth, Kessler, Denis and Pierre Pestieau, "Intergenerational transfers within the family," *European Economic Review*, 36(1), 1992, pp. 1-16.
- [4] Samuelson, Paul A., "Optimum social security in a life-cycle growth model," *International Economic Review*, 16(3), October 1975, pp. 539-544.
- [5] 大田弘子「年金課税改革の方向」宮島洋編『税制改革の潮流』第9章, 1991年, 245-278頁。
- [6] 藤田 晴「年金税制の再検討」近畿大学『商経

学叢』第36巻第1号, 1989年9月, 1-18頁。

- [7] 野口悠紀雄「年金に対する課税について」『一橋論叢』第96巻第1号, 1986年7月, 21-30頁。

- [8] 長谷部秀孝「年金課税の経済効果」『創価経済論集』第21巻第3, 4号掲載予定。

(はせべ・ひでたか 創価大学教授)